



大阪府フットサル連盟

『大阪フットサルリーグ・ユニフォーム要項』

(公財)日本サッカー協会が定める「ユニフォーム規程」に準ずる。但し、以下のことを別に定める。

- 1) チームは、フィールドプレイヤー（以下、FP）2色、ゴールキーパー（以下、GK）2色の合計4色の異なる色彩の統一されたユニフォームを登録しなければならない。なお、FPおよびGKのパンツ、ソックスについて1箇所のみ黒、紺の使用を認める。但し、レディースリーグの新規参加チームはFP、GK共に1色でも良い。
- 2) GKが穿くことの出来るトラウザーズ（長ズボン）は、登録されたショーツと同色でなければならない。
- 3) 登録されたユニフォームを変更する場合は、大阪府フットサル連盟（以下、本連盟）が指定する「ユニフォーム変更届」を本連盟にメールで提出し申請を行う。
- 4) 選手の番号は、整数の1から99までとし、0及び00あるいは、3桁の数字を使用することは認めない。背番号の他に胸番号も必ず表記すること。
- 5) ショーツに番号を表記する場合は、背番号と同じ番号で、統一されていなければならない。但し、GKとFPとの間では、統一されている必要はない。
- 6) 番号が明確に判別できること。番号に台地をつけるか、番号を縁取るなどして、番号が明確に見えるようにすること。
- 7) ユニフォームには、ポケットがあってはならない。ボタンやファスナーなどが付いてあるものも認められない。
- 8) チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用することができる。
- 9) 貼番号を認める。但し、番号の付いた布は適当な大きさとユニフォームと同色であることが望ましく、四辺をしっかりと固定し、剥がれる恐れのあるものであってはならない。
- 10) すねあてはストッキングによって完全に覆われていること。ストッキングが破損してすねあてが見えているものは着用できない。
- 11) ヘアバンドは原則として使用を認めない。
- 12) ユニフォームに広告の表示をする場合には、事前に（一社）大阪府サッカー協会へ申請し、認められたものしか表示出来ない。ユニフォーム広告掲示申請書および回答書を試合のときに携帯し、本連盟が求めたときに提示しなければならない。
- 13) 認められていないものを覆う目的で、布などを使用する場合は、第9項の条件をそのまま準用する。
- 14) 本要項は、2017年4月1日から施行する。